日新製糖株式会社

証券コード：2117

第８回 定時株主総会

招　集　ご　通　知

開催日時　2019年６月26日（水曜日）午前10時
受付開始予定 午前９時

開催場所　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号
ロイヤルパークホテル
２階「有明」

決議事項　第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

目　次

株主総会招集ご通知・・・・・・・・1
事業報告・・・・・・・・・・・・・6
連結計算書類・・・・・・・・・・・27
計算書類・・・・・・・・・・・・・39
監査報告・・・・・・・・・・・・・47
株主総会参考書類・・・・・・・・・53

株主の皆様へ

証券コード　2117
2019年６月５日

東京都中央区日本橋小網町14番１号
日新製糖株式会社
代表取締役社長　　森　　田　　裕

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年６月25日（火曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2019年６月26日（水曜日）午前10時（受付開始予定：午前９時）
2 場　　所	東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号 ロイヤルパークホテル　２階「有明」 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第８期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第８期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の配当の件 第２号議案　取締役６名選任の件 第３号議案　監査役３名選任の件 第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
4 議決権の行使についてのご案内	３頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nissin-sugar.co.jp）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時

2019年6月26日（水曜日）午前10時



郵送で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（行使期限までに到着するようご返送ください）

行使期限

2019年6月25日（火曜日）午後5時30分到着分まで



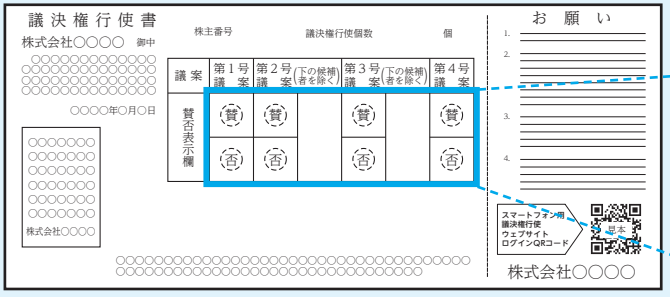
インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

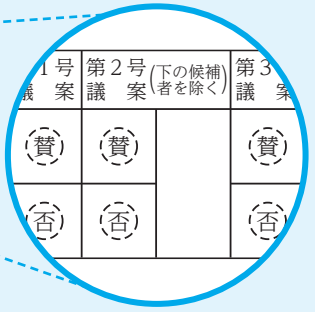
行使期限

2019年6月25日（火曜日）午後5時30分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法



こちらに議案の賛否をご記入ください。



なお、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

第1、4号議案

賛成の場合 → **賛** に○印
反対の場合 → **否** に○印

第2、3号議案

全員賛成の場合 → **賛** に○印
全員反対の場合 → **否** に○印
一部の候補者を反対する場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

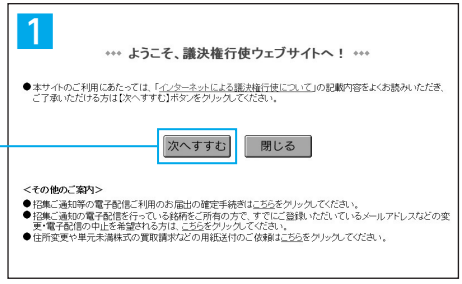
書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

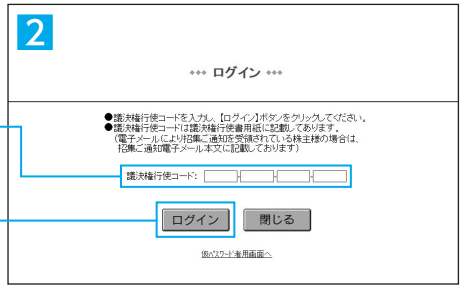
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

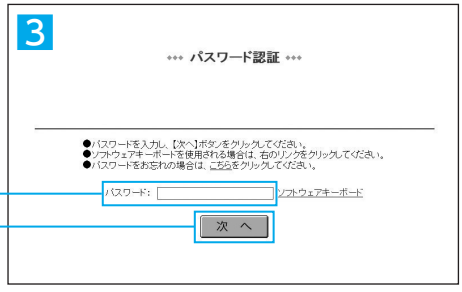




「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

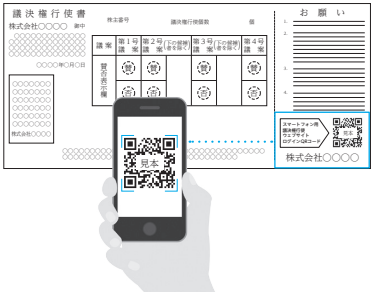
5 なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

QRコードを読み取る方法
「スマート行使」

スマートフォンを利用することによって議決権行使コードおよびパスワードを
入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

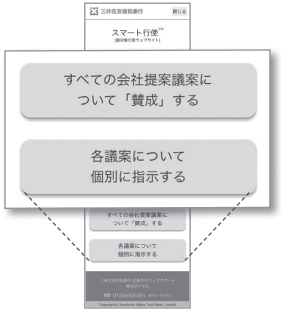


2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。



1. 議決権行使のお取扱いについて
   (1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
   また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
   (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
   (3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
   (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
   (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
   (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

（添付書類）

事業報告（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、自然災害等の影響を受けたものの、企業収益や設備投資は全般に底堅く、個人消費は雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに持ち直していましたが、米中貿易摩擦の影響もあり、期末にかけて製造業を中心に景況感が悪化しました。

当連結会計年度の業績は、売上高は48,755百万円（前期比0.1％減）、営業利益は3,167百万円（同53.3％増）、経常利益は3,410百万円（同32.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,336百万円（同24.6％増）となりました。

セグメントの概況は以下のとおりであります。

砂糖その他食品事業

海外原糖市況につきましては、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限）において１ポンド当たり12.33セントで始まり、インド・タイなど主要生産国の増産見通しによる世界砂糖需給の供給過剰感から、９月下旬に当期安値となる9.83セントまで下落しました。その後、最大砂糖輸出国ブラジルの通貨レアルの急伸や、原油価格の高騰などの影響から、10月下旬に当期高値となる14.24セントまで上昇しましたが、インド・タイの順調な生産状況等を背景に12.53セントまで値を戻して当期を終了しました。

また、国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては、上白糖１kg当たり189～190円で始まりましたが、ニューヨーク市場粗糖先物相場の下落を受け、７月下旬には187～188円と２円下落し、そのまま当期を終了しました。

このような状況のもと、主力の砂糖につきましては、家庭内調理の減少による家庭用製品の減少や、相次ぐ自然災害の影響により、全体の出荷量は前期を下回りましたが、当社独自製品の顆粒状で水に溶けやすい「フロストシュガー」や梅酒向け氷砂糖は好調に推移しました。その他食品につきましては、ツキオカフィルム製薬株式会社が通期で寄与したことにより増収となりました。

利益面では、エネルギーコストや物流コストの上昇があったものの、採算を重視した販売に努めたことに加え、前期に比べ退職給付費用やM＆A関連費用が減少したことや、会計方針の変更によ

る減価償却費の減少等から増益となりました。
　以上の結果、砂糖その他食品事業合計の売上高は44,875百万円（前期比0.7％減）、セグメント利益は2,848百万円（同63.2％増）となりました。

健康産業事業

　健康産業事業におきましては、総合フィットネスクラブ「ドゥ・スポーツプラザ」と女性専用のホットヨガ&コラーゲンスタジオ「ＢＬＥＤＡ（ブレダ）」を展開しています。
　当連結会計年度においては、新たにＢＬＥＤＡ２店舗を開業するとともに、総合フィットネスクラブ２店舗および24時間営業コンパクトジム10店舗を展開する株式会社エヌエーシーシステムを連結子会社化し、事業基盤の拡大と顧客ニーズの多様化・専門化への対応を行っています。
　業績につきましては、新規出店費用の増加、株式会社エヌエーシーシステムの株式取得関連費用の発生に加え、総合フィットネスクラブ既存店が、近隣への競合店出店による影響を受けたことにより、売上高は2,361百万円（前期比2.3％増）となったものの、セグメント利益は16百万円（同84.1％減、当該取得関連費用控除前セグメント利益80百万円（同24.0％減））となりました。
　なお、株式会社エヌエーシーシステムの業績につきましては、みなし取得日を2019年３月31日としているため、上記に含めていません。

倉庫事業

　倉庫事業におきましては、冷蔵倉庫、普通倉庫ともに前期低調に推移した在庫水準が回復し、売上高は1,518百万円（前期比16.1％増）、セグメント利益は302百万円（同40.9％増）となりました。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額（のれんおよび企業結合により受け入れた資産を含む）は、2,182百万円となりました。

砂糖その他食品事業における設備投資の総額は、869百万円となりました。その主なものは、今福工場（大阪市城東区）のＦＳＳＣ22000認証対応包装設備199百万円およびきび砂糖生産設備155百万円であります。

健康産業事業における設備投資の総額は、1,261百万円となりました。その主なものは、株式会社エヌエーシーシステムの連結子会社化に伴うのれんその他の資産1,080百万円であります。

倉庫事業における設備投資の総額は、51百万円となりました。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施いたしました。

(2) 財産および損益の状況

		第５期 (2016年３月期)	第６期 (2017年３月期)	第７期 (2018年３月期)	第８期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
売上高	（百万円）	49,840	49,942	48,802	48,755
経常利益	（百万円）	3,372	3,073	2,568	3,410
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	2,163	2,554	1,874	2,336
1株当たり当期純利益	（円）	97.96	115.69	84.90	105.80
総資産	（百万円）	57,451	58,057	59,738	62,224
純資産	（百万円）	49,373	50,190	50,830	51,188

（注）１．2016年３月１日付で株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割につきましては、第５期（2016年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、第５期以降の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社等の状況　(2019年３月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
新豊食品株式会社	90	100	砂糖等の加工および包装
ツキオカフィルム製薬株式会社	30	100	箔押事業・食用純金箔事業およびフィルム事業
株式会社ドゥ・スポーツプラザ	90	100	総合フィットネスクラブの運営
株式会社エヌエーシーシステム	10	100	総合フィットネスクラブの運営
ニューポート産業株式会社	900	100	冷蔵倉庫・港湾運送業

(注) 1．2018年12月21日にツキオカフィルム製薬株式会社の発行済株式総数の20%を取得し、出資比率が100%となりました。
2．2019年２月１日に株式会社エヌエーシーシステムの発行済株式総数の100%を取得し、同社を子会社といたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
新東日本製糖株式会社	6,174	50	精製糖等の製造
新光糖業株式会社	300	50	国産分蜜糖の製造、販売

④ その他の重要な企業結合の状況

住友商事株式会社は、当社の議決権を37.7%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境につきましては、主力の砂糖その他食品事業において、少子高齢化に伴う人口減少や嗜好の変化等の要因から、国内砂糖消費の減少が続いております。2018年12月30日には「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11協定）、2019年2月1日には日ＥＵ経済連携協定（EPA）が発効しました。競合商品である加糖調製品が現行の糖価調整制度の枠組みに組み入れられ、砂糖の調整金負担が軽減されたものの、加糖調製品に対する低関税輸入枠の設定など輸入量増大につながる制度も導入され、予断を許さない状況となっております。また、労働人口の減少に伴う人件費や物流費の高騰は、業績に重要な影響を与えております。

こうした状況のもと、2019年度を最終年度とする中期経営計画に基づき、精製糖事業の経営品質・経営効率No.1、総合甘味サプライヤー戦略による商材の拡充と国内外における事業領域の拡大に向けた施策を実施しております。

精製糖事業においては、今福工場（大阪市城東区）において、製品品質の安全・安心の向上を目指したFSSC22000認証を全製品に拡大いたしました。2019年度は、同工場において、販売好調の「きび砂糖」の需要増に対応した設備の竣工・稼働を目指してまいります。

2017年に当社子会社に加わったツキオカフィルム製薬株式会社につきましては、食用純金箔事業において、皇位継承に伴う全国的な祝賀ムードを背景として売上高を順調に伸ばしており、また、フィルム事業においても当社販売ルートの活用により、営業基盤が強化されております。今後も同社とのシナジー効果を追求し、経営基盤の強化に注力してまいります。

健康産業事業においては、総合フィットネスクラブ「ドゥ・スポーツプラザ」、ホットヨガ＆コラーゲンスタジオ「ＢＬＥＤＡ（ブレダ）」の多店舗展開を行ってまいります。2019年2月には、主として東京都を中心に、総合フィットネスクラブ「ＮＡスポーツクラブＡ－１」とジム特化型の24時間コンパクトジム「Ａ－１ ＥＸＰＲＥＳＳ」を運営する株式会社エヌエーシーシステムが当社グループに加わり、同社とのシナジーの創出に注力し、収益基盤を拡大するとともに、多様化する顧客ニーズにお応えしてまいります。

倉庫事業においては、冷蔵倉庫・普通倉庫ともに在庫水準の回復により順調に業績を伸ばしておりますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックによる物流需要を取り込み、さらなる業績向上を目指してまいります。

これらの成長を支える経営基盤の強化についても力を入れ、社員が明るく、楽しく、真剣に働き、会社とともに成長する風土と体制作りを始めとして、業務効率化、リスク管理、ＣＳＲ、ＩＲの各分野において重点課題を設定し、推進してまいります。

また、これと並行し、現在、2021年3月期以降の中期経営計画を策定中であり、「豊かで快適な生活の実現のため、『食』と『健康』で貢献する。」という使命のもと、変化する環境に対応できる力強いビジョンを描いてまいります。

今後も、企業価値の向上に努めるとともに、公正で透明性の高い事業運営を行い、すべてのステークホルダーの皆さまの信頼とご期待にお応えしてまいります。

(5) 主要な事業内容 （2019年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社９社および関連会社５社により構成されております。
主要な事業内容は以下のとおりであります。

（砂糖その他食品事業）
主に砂糖の製造・販売を中心として、甘味料やその他の食品ならびに関連する商品の販売を行っております。

（健康産業事業）
主に総合フィットネスクラブ「ドゥ・スポーツプラザ」、「ＮＡスポーツクラブＡ－１」と女性専用のホットヨガ＆コラーゲンスタジオ「ＢＬＥＤＡ（ブレダ）」ならびにコンパクトジム「ＤＯ ＳＭＡＲＴ（ドゥ・スマート）」、「Ａ－１ ＥＸＰＲＥＳＳ」を運営しております。

（倉庫事業）
主に冷蔵倉庫・普通倉庫を保有し、保管・荷役・港湾運送業務を行っております。

(6) 主要な事業所および工場 （2019年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都中央区
営 業 所	仙台営業所（宮城県仙台市青葉区） 名古屋営業所（愛知県名古屋市中村区） 西部営業部（大阪府大阪市城東区） 広島営業所（広島県広島市東区） 福岡営業所（福岡県福岡市博多区） 千葉物流センター（千葉県千葉市美浜区）
工　　場	千葉工場（千葉県千葉市美浜区） 今福工場（大阪府大阪市城東区）

② 子会社

新豊食品株式会社	千葉県千葉市美浜区
ツキオカフィルム製薬株式会社	岐阜県各務原市
株式会社ドゥ・スポーツプラザ	東京都中央区
株式会社エヌエーシーシステム	東京都渋谷区
ニューポート産業株式会社	千葉県千葉市美浜区

③ 関連会社

新東日本製糖株式会社	千葉県千葉市美浜区
新光糖業株式会社	鹿児島県熊毛郡

(7) 使用人の状況 (2019年３月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
砂糖その他食品事業	364 (79) 名	14名増 (－名)
健康産業事業	72 (75) 名	24名増 (15名増)
倉庫事業	44 (－) 名	3名増 (－名)
合　計	480 (154) 名	41名増 (15名増)

(注) 1.使用人数は就業員数であり、臨時従業員は (　) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2.使用人数が前連結会計年度末と比べて、41名増加した主な要因は、2019年２月１日付で株式会社エヌエーシーシステムを子会社化したためであります (20名)。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
241 (2) 名	6名増 (－名)	44.8歳	21.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は (　) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年３月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	450
株式会社みずほ銀行	350
三井住友信託銀行株式会社	120

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　90,000,000株
② 発行済株式の総数　22,673,883株（自己株式594,935株を含む）
③ 株主数　10,339名
④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
住友商事株式会社	8,296,281	37.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,282,100	5.8
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,201,900	5.4
株式会社三井住友銀行	739,620	3.3
三井住友信託銀行株式会社	600,000	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	463,500	2.1
ブルドックソース株式会社	399,600	1.8
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	315,900	1.4
むさし証券株式会社	306,300	1.4
平野　孝憲	293,547	1.3

（注）1. 当社は、自己株式を594,935株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 2018年10月５日付で、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社より当社株式に係る大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書（変更報告書）において、2018年９月28日現在で同社が1,984,600株（8.75%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2019年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	樋口洋一	
取締役 専務執行役員	川口多津雄	品質保証部・お客様相談室担当 株式会社ドゥ・スポーツプラザ代表取締役社長 株式会社エヌエーシーシステム代表取締役会長
取締役 専務執行役員	砂岡睦夫	原糖部・今福工場担当
取締役 常務執行役員	森永剛司	事業開発部担当 新光糖業株式会社代表取締役社長 ツキオカフィルム製薬株式会社代表取締役会長
取締役 常務執行役員	大久保亮	総合企画部・人事部・総務部担当
取締役 常務執行役員	髙野義二	営業本部長
取締役 執行役員	森田裕	総合企画部長、財務部担当
取締役相談役	竹場紀生	
取締役	飯塚佳都子	シティユーワ法律事務所パートナー ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社キユーソー流通システム社外監査役
取締役	池原元宏	野村綜合法律事務所パートナー
常勤監査役	青砥由直	
監査役	前田浩之	住商フーズ株式会社 取締役常務執行役員　基礎食料グループ長
監査役	延増拓郎	石嵜・山中総合法律事務所代表パートナー
監査役	和田正夫	和田公認会計士事務所代表 オルガノ株式会社社外監査役

（注）1. 取締役 飯塚佳都子氏および取締役 池原元宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 延増拓郎氏および監査役 和田正夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 池原元宏氏および監査役 延増拓郎氏は、弁護士資格を有しております。
4. 常勤監査役 青砥由直氏は、7年間当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役兼任者を除く2019年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
執行役員　砂坂　静則（今福工場長）
執行役員　柴田　弥　（人事部長）
執行役員　飯塚　裕之（総務部長）
執行役員　佐々木洋治（営業本部副本部長）
8. 2019年4月1日付で役員の会社における地位・担当および重要な兼職を次のとおり変更しております。
・樋口洋一氏は、代表取締役会長に就任いたしました。
・森田　裕氏は、代表取締役社長に就任いたしました。
・森永剛司氏は、新光糖業株式会社代表取締役社長を退任いたしました。
・前田浩之氏は、新光糖業株式会社代表取締役社長に就任いたしました。
また、住商フーズ株式会社取締役常務執行役員を退任いたしました。
9. 2019年4月1日現在の執行役員は以下の14名で構成されております。
なお、※の執行役員は取締役を兼任しております。

※執行役員社長	森田　裕	
※専務執行役員	川口　多津雄	（品質保証部・お客様相談室担当、株式会社ドゥ・スポーツプラザ代表取締役社長、株式会社エヌエーシーシステム代表取締役会長）
※専務執行役員	砂岡　睦夫	（原糖部・今福工場担当）
※常務執行役員	森永　剛司	（事業開発部担当､ツキオカフィルム製薬株式会社代表取締役会長）
※常務執行役員	大久保　亮	（総合企画部・人事部・総務部担当）
※常務執行役員	髙野　義二	（営業本部長）
執行役員	砂坂　静則	（今福工場長）
執行役員	柴田　弥	（人事部長）
執行役員	飯塚　裕之	（総務部長）
執行役員	佐々木　洋治	（営業本部副本部長）
執行役員	山口　康雄	（総合企画部長）
執行役員	中村　泰之	（品質保証部長）
執行役員	飯倉　聡	（ツキオカフィルム製薬株式会社代表取締役社長）
執行役員	三枝　恵	（営業本部営業第一部長）

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数
		基本報酬	役員退職慰労引当金繰入額	
取締役（うち社外取締役）	239 (14)	213 (14)	26 (－)	10名 (2名)
監査役（うち社外監査役）	33 (10)	33 (10)	－ (－)	4名 (2名)
合　計（うち社外役員）	272 (24)	246 (24)	26 (－)	14名 (4名)

（注）1. 取締役の報酬限度額は、2012年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2012年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末日現在の取締役は10名（うち社外取締役は２名）、監査役は４名（うち社外監査役は２名）であります。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー、ユシロ化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）および株式会社キユーソー流通システムの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役 池原元宏氏は、野村綜合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役 延増拓郎氏は、石嵜・山中総合法律事務所の代表パートナーであります。当社は、石嵜・山中総合法律事務所に所属する弁護士と顧問契約を締結しております。

・監査役 和田正夫氏は、和田公認会計士事務所の代表およびオルガノ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　動　状　況
取締役　飯塚佳都子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　池原元宏	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　延増拓郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会22回のうち22回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　和田正夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会22回のうち22回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

（注）新日本有限責任監査法人は2018年７月１日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
3. 当社の子会社であるニューポート産業株式会社は、EY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）に関するアドバイザリー業務および財務内容調査に関する合意された手続業務であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A．決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。

法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。

取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。社長の意思決定を支援する機関として経営会議を設置し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行う。経営会議は、原則として週１回開催する。

取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびＩＴの活用を通じて職務の効率化を推進する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかをチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

ホ．その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう監査役室を設け、専従スタッフを１名以上置くこととし、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通して緊密な連携を図る体制を確立する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備および評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的に実施する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、株主、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、また研修等を実施して、周知徹底を図る。

B．運用状況の概要

当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に１回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。

ロ．「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートの整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。内部通報窓口として、コンプライアンス委員会および監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

ハ．取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。

ニ．当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を2名選任しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理し、取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営を取り巻く様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役等の職務の執行を監督するため、2019年3月31日現在10名で構成する取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。

ロ．2019年3月31日現在11名の執行役員が取締役会で決定された会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行しています。

経営会議を原則として週１回開催し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほか、当社役員および使用人を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を社長および監査役会に適宜報告しています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える監査役室専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ１名を配置しています。なお、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行っています。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

内部通報窓口として、監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、監査役会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会に原則４名全員が出席しています。また、必要に応じて経営会議、その他重要な会議に常勤監査役が出席しているほか、代表取締役と定期的な会合を実施しています。

ロ．内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役（会）に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画（年次）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定例的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である総合企画部および財務部は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性についての評価を定期的に実施しています。

なお､評価作業を外部のコンサルティング会社に委託し､評価実施者の評価対象業務からの独立性と監査実施者としての能力を確保しています。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連性の有無の確認実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。なお、第６期（2017年３月期）より「１株当たり当期純利益」につきましては、銭未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第８期 2019年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**25,803**
現金及び預金	10,900
受取手形及び売掛金	4,955
有価証券	3,600
商品及び製品	3,353
仕掛品	496
原材料及び貯蔵品	2,196
その他	302
貸倒引当金	△ 1
固定資産	**36,421**
有形固定資産	**15,692**
建物及び構築物	4,005
機械装置及び運搬具	2,278
土地	8,606
その他	801
無形固定資産	**2,004**
のれん	1,867
その他	137
投資その他の資産	**18,723**
投資有価証券	16,493
繰延税金資産	725
退職給付に係る資産	451
その他	1,133
貸倒引当金	△ 80
資産合計	**62,224**

科目	第８期 2019年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**8,182**
支払手形及び買掛金	3,676
短期借入金	1,300
未払法人税等	844
賞与引当金	353
その他	2,008
固定負債	**2,854**
繰延税金負債	730
役員退職慰労引当金	198
退職給付に係る負債	137
資産除去債務	266
再評価に係る繰延税金負債	1,077
その他	442
負債合計	**11,036**
純資産の部	
株主資本	**48,008**
資本金	7,000
資本剰余金	11,821
利益剰余金	29,486
自己株式	△ 299
その他の包括利益累計額	**3,179**
その他有価証券評価差額金	896
繰延ヘッジ損益	2
土地再評価差額金	2,191
退職給付に係る調整累計額	89
純資産合計	**51,188**
負債純資産合計	**62,224**

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第８期 2018年４月１日から 2019年３月31日まで
売上高	**48,755**
売上原価	**37,959**
売上総利益	**10,796**
販売費及び一般管理費	**7,629**
営業利益	**3,167**
営業外収益	**286**
受取利息	2
受取配当金	111
持分法による投資利益	134
その他	37
営業外費用	**43**
支払利息	26
支払手数料	13
その他	2
経常利益	**3,410**
特別利益	**99**
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	3
関係会社株式売却益	94
特別損失	**56**
固定資産除却損	50
投資有価証券売却損	5
税金等調整前当期純利益	**3,452**
法人税、住民税及び事業税	1,040
法人税等調整額	75
当期純利益	**2,336**
親会社株主に帰属する当期純利益	**2,336**

連結株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,000	12,020	28,766	△ 298	47,488
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,567		△ 1,567
親会社株主に帰属する当期純利益			2,336		2,336
自己株式の取得				△ 1	△ 1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 199			△ 199
持分法の適用範囲の変動			△ 48		△ 48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△ 199	720	△ 1	519
当期末残高	7,000	11,821	29,486	△ 299	48,008

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	990	1	2,191	157	3,341	50,830
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 1,567
親会社株主に帰属する当期純利益						2,336
自己株式の取得						△ 1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△ 199
持分法の適用範囲の変動						△ 48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 93	0	－	△ 68	△ 161	△ 161
連結会計年度中の変動額合計	△ 93	0	－	△ 68	△ 161	358
当期末残高	896	2	2,191	89	3,179	51,188

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1．連結の範囲に関する事項

⑴ **連結子会社の数**……５社

連結子会社の名称……新豊食品㈱、ツキオカフィルム製薬㈱、㈱ドゥ・スポーツプラザ、㈱エヌエーシーシステム、ニューポート産業㈱

上記のうち、㈱エヌエーシーシステムについては、当連結会計年度において、㈱エヌエーシーシステムの発行済株式総数の100％を取得し、子会社化したため、連結の範囲に含めています。

⑵ **非連結子会社の名称**……㈱小板橋、朝日物産㈱、日新サービス㈱、上海月岡貿易有限公司

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2．持分法の適用に関する事項

⑴ **持分法を適用した関連会社の数**……３社

関連会社の名称……新東日本製糖㈱、新光糖業㈱、新中糖産業㈱

なお、日本ポート産業㈱は、2019年２月の保有株式一部売却による持分比率の低下に伴い、当連結会計年度より持分法適用範囲から除外しています。

⑵ **持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称**

……㈱小板橋、朝日物産㈱、日新サービス㈱、上海月岡貿易有限公司

（持分法を適用しない理由）

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

⑶ **持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項**

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

ａ．満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

ｂ．その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの……主として移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ取引……時価法

ハ．たな卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	２～60年
機械装置及び運搬具	２～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

ハ．リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

⑶　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ロ．賞与引当金……従業員等に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

ハ．役員退職慰労引当金

……当社および連結子会社３社では、役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑷ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務を年金資産の額が上回る場合は、当該超過額を投資その他の資産に退職給付に係る資産として計上しています。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

⑸ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

⑹ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

……主として繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

ハ．ヘッジ方針……主として当社の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、取締役会規程および職務権限規程において取引権限の限度等を定めています。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

……ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

⑺ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しています。

⑻ 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記）

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

従来、当社および一部の連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）および2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用していましたが、当連結会計年度より、全ての有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更しました。

当社グループは、2017年５月に公表した中期経営計画（2017～2019年度）に基づき精製糖事業の経営品質・経営効率No.１企業を目指す中で、今福工場（大阪市城東区）において当連結会計年度より稼働予定の大型設備投資を行う意思決定を行いました。当該意思決定を契機に、当社グループの生産設備等の有形固定資産の使用実態を調査し、また上記中期経営計画を2018年５月に見直した方針も勘案して精製糖事業の減価償却方法を再検討した結果、当社グループの有形固定資産は、製品ごとの最適な製造・販売数量のもとで従前と比較してより安定的な稼働が見込まれることから、取得原価を使用可能期間にわたり均等に費用配分する定額法が、有形固定資産の稼働状況をより合理的に反映できると判断して変更したものです。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ149百万円増加しています。

（表示方法の変更に関する注記）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「資産除去債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「資産除去債務」は52百万円です。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

なお、前連結会計年度の連結貸借対照表においては、「流動資産」の「その他」に含めていた「繰延税金資産」が317百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が110百万円増加、「固定負債」の「繰延税金負債」が206百万円減少します。同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示し、変更前と比べて総資産が206百万円減少します。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額

21,561百万円

2．土地再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める方法により算出

再評価を行った年月日　1999年３月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△2,435百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式	千株	千株	千株	千株
普通株式	22,673	-	-	22,673

2．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年６月27日 定時株主総会	普通株式	772百万円	35円	2018年３月31日	2018年６月28日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	794百万円	36円	2018年９月30日	2018年12月３日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、提案しています。

議案	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年６月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	750百万円	34円	2019年３月31日	2019年６月27日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入およびコミットメントラインの利用によっています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理や残高管理などによりリスクの低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については売買の実績および時価について定期的に取締役会に報告されています。

借入金の使途は主として運転資金です。なお、デリバティブは粗糖相場および外国為替相場の変動によるリスクを軽減することを目的として利用しています。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
	百万円	百万円	百万円
⑴現金及び預金	10,900	10,900	-
⑵受取手形及び売掛金	4,955	4,955	-
⑶有価証券及び投資有価証券	6,084	6,084	△0
⑷支払手形及び買掛金	(3,676)	(3,676)	-
⑸短期借入金	(1,300)	(1,300)	-
⑹未払法人税等	(844)	(844)	-
⑺デリバティブ取引	2	2	-

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

⑴現金及び預金、ならびに⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑶有価証券及び投資有価証券

これらについては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所等から公表されている価格、または類似の金融資産の市場価格に利子率等の変動要因を調整する方法により算定された価格によっています。

⑷支払手形及び買掛金、ならびに⑸短期借入金、⑹未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑺デリバティブ取引

為替予約については、先物為替相場によっています。なお、流動資産「その他」に含めて表示しています。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額14,009百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　2,318円42銭

２．１株当たり当期純利益　105円80銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１．取得による企業結合（株式会社エヌエーシーシステム）

当社は、2018年12月20日開催の取締役会において、株式会社中村屋より、株式会社エヌエーシーシステムの発行済株式の全てを取得し、同社を完全子会社化することについて決議しました。なお、同日付で株式譲渡契約を締結し、2019年２月１日に株式取得を完了しました。

（１）企業結合の概要

①　被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社エヌエーシーシステム

事業の内容　　スポーツクラブの運営、駐車場等の管理および保険代理業

②　企業結合を行った主な理由

当社は、豊かで快適な生活の実現のために「食」と「健康」で貢献することを使命として、1972年に健康産業事業として総合フィットネスクラブ「ドゥ・スポーツプラザ」を創業しました。2015年には、当該事業を株式会社ドゥ・スポーツプラザとして分社後、店舗展開を進めており、現在は、東京都、埼玉県、千葉県および群馬県において総合フィットネスクラブ５店舗、美容・リラクゼーション・アンチエージングをテーマとした女性専用のホットヨガ＆コラーゲンスタジオ「ＢＬＥＤＡ（ブレダ）」を６店舗、ならびに新形態のコンパクトジム「ＤＯ ＳＭＡＲＴ（ドゥ・スマート）」を１店舗運営しています。

一方、株式会社エヌエーシーシステムは、東京都において総合フィットネスクラブ「ＮＡスポーツクラブＡ－１ 笹塚」「ＮＡスポーツクラブＡ－１ 町田」を運営するほか、近年ではジム特化型の24時間営業コンパクトジム「Ａ－１ ＥＸＰＲＥＳＳ」10店舗を展開しています。

当社グループは、本件株式取得によって、総合フィットネス店舗増加による基盤強化を図るとともに、「Ａ－１ ＥＸＰＲＥＳＳ」、「ＢＬＥＤＡ（ブレダ）」、さらには両者の融合型の展開を行うことにより、ますます増大する顧客ニーズの多様化・専門化に応えるサービスを拡充することで、当該事業の拡大に資するものと考えています。

③　企業結合日

2019年３月31日（みなし取得日）

④　企業結合の法的形式
　株式取得
⑤　結合後企業の名称
　変更ありません。
⑥　取得した議決権比率
　100％
⑦　取得企業を決定するに至った主な根拠
　当社が現金を対価とした株式取得により、被取得企業の議決権100％を取得したことによります。

（2）連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
　2019年３月31日をみなし取得日としており、当連結会計年度末は貸借対照表のみを連結しているため被取得企業の業績は含まれていません。

（3）被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金　1,015百万円
取得原価	1,015

（4）主要な取得関連費用の内容および金額
　アドバイザリーに対する報酬・手数料等　63百万円

（5）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間
①　発生したのれんの金額
　761百万円
　のれんの金額は、当連結会計年度末において、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算出された金額です。
②　発生原因
　今後の事業展開により期待される将来の超過収益力です。
③　償却方法および償却期間
　７年間にわたる均等償却

（6）企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	105百万円
固定資産	500
資産合計	605
流動負債	172
固定負債	179
負債合計	351

（7）企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法

売上高	1,068百万円
営業利益	△56
経常利益	△57
税金等調整前当期純利益	△58
親会社株主に帰属する当期純利益	△75
1株当たり当期純利益	△3.44円

（概算額の算定方法）

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高および損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高および損益情報との差額を、影響の概算額としています。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の開始の日に発生したものとし、償却額108百万円を算定しています

[参考]のれん償却額負担前の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	1,068百万円
営業利益	51
経常利益	51
税金等調整前当期純利益	50
親会社株主に帰属する当期純利益	32
1株当たり当期純利益	1.49円

なお、当該注記は監査証明を受けていません。

（8）取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産および負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っています。

2．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第８期 2019年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**24,632**
現金及び預金	10,394
売掛金	4,274
有価証券	3,600
商品及び製品	3,356
仕掛品	462
原材料及び貯蔵品	2,021
前払費用	80
関係会社短期貸付金	358
その他	85
固定資産	**35,592**
有形固定資産	**11,956**
建物	2,412
構築物	140
機械及び装置	1,430
車両運搬具	17
工具器具備品	108
土地	7,491
リース資産	93
建設仮勘定	261
無形固定資産	**119**
ソフトウェア	94
その他	25
投資その他の資産	**23,515**
投資有価証券	4,741
関係会社株式	15,947
関係会社長期貸付金	2,187
前払年金費用	322
その他	397
貸倒引当金	△ 80
資産合計	**60,224**

科目	第８期 2019年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**7,418**
買掛金	3,528
短期借入金	1,521
リース債務	14
未払金	182
未払費用	842
未払法人税等	741
賞与引当金	273
その他	314
固定負債	**2,211**
リース債務	58
繰延税金負債	650
役員退職慰労引当金	172
資産除去債務	202
再評価に係る繰延税金負債	1,077
その他	50
負債合計	**9,630**
純資産の部	
株主資本	**47,497**
資本金	**7,000**
資本剰余金	**24,318**
資本準備金	1,750
その他資本剰余金	22,568
利益剰余金	**16,479**
その他利益剰余金	16,479
繰越利益剰余金	16,479
自己株式	**△ 299**
評価・換算差額等	**3,096**
その他有価証券評価差額金	902
繰延ヘッジ損益	2
土地再評価差額金	2,191
純資産合計	**50,593**
負債純資産合計	**60,224**

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第８期 2018年４月１日から 2019年３月31日まで
売上高	**43,446**
売上原価	**33,952**
売上総利益	**9,494**
販売費及び一般管理費	**6,694**
営業利益	**2,799**
営業外収益	**234**
受取利息	27
受取配当金	186
その他	21
営業外費用	**26**
支払利息	11
支払手数料	13
その他	0
経常利益	**3,007**
特別利益	**179**
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	3
関係会社株式売却益	175
特別損失	**37**
固定資産除却損	37
税引前当期純利益	**3,149**
法人税、住民税及び事業税	910
法人税等調整額	35
当期純利益	**2,203**

株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	7,000	1,750	22,568	24,318	15,843	△298	46,863
当期変動額							
剰余金の配当					△1,567		△1,567
当期純利益					2,203		2,203
自己株式の取得						△1	△1
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	635	△1	634
当期末残高	7,000	1,750	22,568	24,318	16,479	△299	47,497

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	967	1	2,191	3,160	50,023
当期変動額					
剰余金の配当					△1,567
当期純利益					2,203
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△64	0	－	△64	△64
当期変動額合計	△64	0	－	△64	570
当期末残高	902	2	2,191	3,096	50,593

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準および評価方法

⑴ 有価証券

イ．満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

ロ．子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

ハ．その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

⑵ デリバティブ取引……時価法

⑶ たな卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建　　物	2～50年
機械及び装置	2～13年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

⑶ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

⑵ 賞与引当金……従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

⑶ 退職給付引当金または前払年金費用

……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

⑷ 役員退職慰労引当金

……役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4．外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

5．ヘッジ会計の方法

⑴ ヘッジ会計の方法

……繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

⑵ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

⑶ ヘッジ方針

……当社の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、取締役会規程および職務権限規程において取引権限の限度等を定めています。

⑷ ヘッジ有効性評価の方法

……ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

6．消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記）

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

従来、当社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）および2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用していましたが、当事業年度より、全ての有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更しました。

当社グループは、2017年５月に公表した中期経営計画（2017～2019年度）に基づき精製糖事業の経営品質・経営効率№１企業を目指す中で、今福工場（大阪市城東区）において当事業年度より稼働予定の大型設備投資を行う意思決定を行いました。当該意思決定を契機に、当社グループの生産設備等の有形固定資産の使用実態を調査し、また上記中期経営計画を2018年５月に見直した方針も勘案して精製糖事業の減価償却方法を再検討した結果、当社グループの有形固定資産は、製品ごとの最適な製造・販売数量のもとで従前と比較してより安定的な稼働が見込まれることから、取得原価を使用可能期間にわたり均等に費用配分する定額法が、有形固定資産の稼働状況をより合理的に反映できると判断して変更したものです。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ126百万円増加しています。

（表示方法の変更に関する注記）

（貸借対照表）

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「資産除去債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「資産除去債務」は50百万円です。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「受取利息」は14百万円です。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

なお、前事業年度の貸借対照表においては、「流動資産」の「繰延税金資産」207百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」845百万円と相殺し、「固定負債」の「繰延税金負債」638百万円として表示し、変更前と比べて総資産が207百万円減少します。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額

12,902百万円

2．関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	176百万円
短期金銭債務	1,164百万円
長期金銭債権	14百万円

3．土地再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める方法により算出

評価を行った年月日　1999年３月31日

再評価を行った土地の当該事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,435百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,599百万円
仕入高	9,292百万円
営業取引以外の取引高	104百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	594,935株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却の償却超過額、賞与引当金繰入額、資産除去債務および役員退職慰労引当金繰入額の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、過年度の合併により受け入れた土地および投資有価証券の評価差額等です。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社および関連会社等

（百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ツキオカフィルム製薬㈱	所有直接100%	兼任2名	資金融資	貸付金の回収（注１）	100	関係会社短期貸付金	100
							関係会社長期貸付金	1,800
関連会社	新東日本製糖㈱	所有直接50%	兼任6名	当社製品の製造	精製糖等の製造委託（注２）	4,155	買掛金	488
その他の関係会社	住友商事㈱	被所有直接37.7%	－	当社原材料の仕入及び製品等の販売	原材料の購入（注３）	3,044	買掛金	27
その他の関係会社の子会社	住商フーズ㈱	－	兼任1名	当社原材料の仕入及び製品等の販売	商品・製品の販売（注４）	9,736	売掛金	652

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１）ツキオカフィルム製薬㈱への貸付については、市場金利を勘案して決定しています。

（注２）精製糖等の製造委託料については、当社製品の市場価格から算定した価格、および新東日本製糖㈱から提示された総原価を検討の上、決定しています。

（注３）原材料の仕入については、市場価格を勘案して決定しています。

（注４）商品・製品の販売価格その他の取引条件については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　2,291円50銭

２．１株当たり当期純利益　99円80銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１．取得による企業結合（株式会社エヌエーシーシステム）

連結計算書類「連結注記表（その他の注記）１．取得による企業結合」に記載しているため、注記を省略しています。

２．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月20日

日新製糖株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武内清信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大澤栄子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日新製糖株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月20日

日新製糖株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武内清信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大澤栄子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日新製糖株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、常勤監査役等が主要な会社の監査役を兼務し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

日新製糖株式会社　監査役会

常勤監査役　青　砥　由　直　㊞

監　査　役　前　田　浩　之　㊞

監　査　役　延　増　拓　郎　㊞

監　査　役　和　田　正　夫　㊞

(注) 監査役延増拓郎及び監査役和田正夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、「資本政策の基本的な方針」において、中長期的に株主資本利益率（ＲＯＥ）向上を図り、成長投資と株主還元の充実を両立させることとしております。利益配分につきましては、連結配当性向（ＤＰＲ）60％、または連結株主資本配当率（ＤＯＥ）３％のいずれか大きい額を基準に配当を行います。算定式の詳細は以下に記載のとおりとなります。

1.　１株当たり年間配当金額の算定式

連結配当性向（ＤＰＲ）60％基準
　期末１株当たり連結当期純利益105.80円の60％＝64円（１円未満切上げ）
連結株主資本配当率（ＤＯＥ）３％基準
　期末１株当たり連結自己資本2,318.42円の３％＝70円（１円未満切上げ）
連結株主資本配当率（ＤＯＥ）３％基準70円の方が大きいため、70円を１株当たり年間配当金額といたします。

2.　期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき算定した年間配当金額（１株当たり70円）から、2018年12月に実施しました中間配当金額（１株当たり36円）を差し引いた34円を１株当たり期末配当金額といたします。

配当財産の種類	金　銭
配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金　**34円** 配当総額　**750,684,232円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年６月27日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の迅速かつ適切な意思決定および監督機能の強化を図ることを目的として、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	樋口洋一（ひぐちよういち） （1953年８月６日）	1976年４月　住友商事株式会社入社 2002年５月　同社糖質部長 ６月　新光製糖株式会社監査役 2004年６月　同社取締役 2008年６月　同社代表取締役社長 新光糖業株式会社代表取締役社長 2011年10月　日新製糖株式会社取締役 当社代表取締役社長 2014年４月　日新カップ株式会社代表取締役社長 2015年４月　当社代表取締役社長執行役員社長 2019年４月　当社代表取締役会長（現任）	20,343株
	（取締役候補者とした理由） 樋口洋一氏は、代表取締役社長として経営に携わり、経営者としての豊富な経験とリーダーシップ、幅広い見識を有しています。これらの経験と実績をもとに今後も当社グループを代表する取締役として、当社グループの持続的な企業価値向上および取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>森　田　　裕
（1966年1月23日）</td><td>1989年４月　日新製糖株式会社入社
2013年６月　当社財務部長
2016年４月　当社執行役員総合企画部長、財務部担当
2017年６月　当社取締役
2019年４月　当社代表取締役社長執行役員社長（現任）</td><td>700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
森田裕氏は、主に財務・経営企画関連業務に従事し、財務部長、執行役員総合企画部長・財務部担当を務めるなど、同分野における豊富な業務経験と実績を有しています。その経験と実績をもとに中期経営戦略の推進にリーダーシップを発揮し、当社グループの持続的な企業価値向上および取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>大久保　　亮
（1955年６月８日）</td><td>1981年４月　日新製糖株式会社入社
2005年６月　同社総合企画部長
2011年６月　同社取締役
2013年４月　当社総合企画部長
６月　当社取締役
2015年４月　当社取締役執行役員
2017年６月　当社取締役常務執行役員（現任）
総合企画部・人事部・総務部担当</td><td>5,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
大久保亮氏は、取締役総合企画部長、取締役執行役員総合企画部・人事部・総務部担当を歴任しており、取締役としての豊富な経験と担当分野における幅広い見識を有しています。これらの経験と実績をもとに連結経営の方針決定および執行役員の業務執行の監督に参画することにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	飯塚佳都子（1964年12月24日）	1987年４月　株式会社三菱銀行（現：株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 1998年４月　弁護士登録 平川・佐藤・小林法律事務所（現：シティユーワ法律事務所）入所 2013年４月　同法律事務所パートナー（現任） 2015年６月　当社取締役（現任） 2016年６月　ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年２月　株式会社キユーソー流通システム社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） シティユーワ法律事務所パートナー ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社キユーソー流通システム社外監査役	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所パートナーであり、主に企業法務を専門としています。同氏は、弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から取締役としての職務を行う能力・見識を持ち合わせているため、当社の適法性確保のためきわめて有益であり、取締役体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの拡充に結びつくものと考えられることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	池原元宏（いけはらもとひろ） （1974年9月9日）	2000年４月　弁護士登録 柳田野村法律事務所（現：柳田国際法律事務所）入所 2006年10月　シティユーワ法律事務所入所 2007年６月　ニューヨーク州弁護士登録 2009年９月　野村綜合法律事務所入所 2014年１月　同法律事務所パートナー(現任) 2016年６月　当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 野村綜合法律事務所パートナー	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 池原元宏氏は、野村綜合法律事務所パートナーであり、アメリカのロースクールでM&A、独占禁止法を主として専攻された経歴を持ち、企業買収提携、知的財産法、国際取引等を専門としています。同氏は、弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から取締役としての職務を行う能力・見識を持ち合わせているため、当社の適法性確保のためきわめて有益であり、取締役体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの拡充に結びつくものと考えられることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	※ 小西正人 （1964年10月15日）	1988年４月　住友商事株式会社入社 2011年４月　同社食料事業業務企画部長 2017年８月　同社米州食料グループ長兼南米支配人付 2018年４月　同社米州食料・ライフスタイルグループ長兼南米支配人付 2019年４月　同社食料事業本部長補佐兼食料事業第二部長（現任）	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 小西正人氏は、総合商社でのグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、今後の当社の拡大成長路線の経営に寄与し、企業統治の面からも、公正かつ客観的見地より社外取締役として職務を適切に遂行できるものと考えられることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

（注）1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。
(1)小西正人氏は、住友商事株式会社において食料事業本部長補佐兼食料事業第二部長を務めており、同社は当社と取引関係があります。
(2)その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 飯塚佳都子、池原元宏および小西正人の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 飯塚佳都子および池原元宏の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって飯塚佳都子氏が４年、池原元宏氏が３年となります。
5. 当社は、飯塚佳都子および池原元宏の両氏が選任された場合は、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続し、小西正人氏が選任された場合は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。
6. 飯塚佳都子および池原元宏の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、2013年４月１日、子会社の日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と合併した上、商号を「日新製糖ホールディングス株式会社」から「日新製糖株式会社」に変更いたしました。
8. 当社は、2015年４月１日付で当社を存続会社、当社の子会社であった日新カップ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	※ 川口（かわぐち）　多津雄（たつお） （1953年12月15日）	1976年４月　日新製糖株式会社入社 2002年７月　同社財務部長 2003年６月　同社取締役 2011年６月　同社常務取締役 2013年４月　当社財務部長 ６月　当社常務取締役 当社余暇開発本部長 2015年４月　当社取締役常務執行役員 2017年６月　当社取締役専務執行役員（現任） 品質保証部・お客様相談室担当	8,000株
	（監査役候補者とした理由） 川口多津雄氏は、財務部長、余暇開発本部長、常務取締役、取締役専務執行役員を歴任するほか、子会社である株式会社ドゥ・スポーツプラザの代表取締役社長として同社の経営を担ってまいりました。また、同氏は長年に亘り財務部門を担当し、財務および会計に関する豊富な専門知識・経験、当社事業の豊富な知見を有しております。以上のことから、当社監査役会の機能強化に必要な人材であると判断し、同氏を新たに監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	延増拓郎（えんぞうたくろう） （1971年9月1日）	2000年９月　弁護士登録 10月　原山法律事務所入所 2003年４月　石嵜信憲法律事務所（現：石嵜・山中総合法律事務所）入所 2011年６月　日新製糖株式会社監査役 10月　当社監査役（現任） 2013年１月　石嵜・山中総合法律事務所パートナー 2018年４月　同法律事務所代表パートナー（現任） （重要な兼職の状況） 石嵜・山中総合法律事務所代表パートナー	0株
	（社外監査役候補者とした理由） 延増拓郎氏は、弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から監査を行う能力・見識をもち、当社の適法性確保のため、きわめて有益であり、監査体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの拡充に結びつくものと判断しております。以上のことから、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、引き続き社外監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	和田正夫（わだまさお） （1951年10月２日）	1977年11月　監査法人朝日会計社（現：有限責任あずさ監査法人）入社 1982年３月　公認会計士登録 2005年７月　あずさ監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）代表社員（パートナー） 2012年７月　和田公認会計士事務所代表（現任） 2014年６月　一般財団法人国土計画協会監事（現任） 2015年６月　当社監査役（現任） 2017年６月　オルガノ株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 和田公認会計士事務所代表 オルガノ株式会社社外監査役	0株
	（社外監査役候補者とした理由） 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する豊富な経験および知見を有しており、かかる知見を活かし、監査体制の一層の充実を図れるものと判断しております。以上のことから、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、引き続き社外監査役候補者といたしました。		

（注）1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 川口多津雄氏は、2019年６月13日に株式会社ドゥ・スポーツプラザ代表取締役社長および株式会社エヌエーシーシステム代表取締役会長を退任する予定であります。
3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 延増拓郎および和田正夫の両氏は社外監査役候補者であります。
5. 延増拓郎および和田正夫の両氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれ社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって延増拓郎氏が７年９ヶ月、和田正夫氏が４年となります。
6. 当社は、延増拓郎および和田正夫の両氏が選任された場合は、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。
7. 延増拓郎および和田正夫の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は、2013年４月１日、子会社の日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と合併した上、商号を「日新製糖ホールディングス株式会社」から「日新製糖株式会社」に変更いたしました。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任される川口多津雄氏、砂岡睦夫氏、森永剛司氏および髙野義二氏の４名に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における所定の基準に従い総額98.7百万円の退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その配分、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
川口　多津雄（かわぐち　たつお）	2003年６月　日新製糖株式会社取締役 2011年６月　同社常務取締役 2013年６月　当社常務取締役 2015年４月　当社取締役常務執行役員 2017年６月　当社取締役専務執行役員（現任）
砂岡　睦夫（すなおか　むつお）	2008年６月　新光製糖株式会社取締役 2011年10月　当社取締役 2013年４月　当社常務取締役 2015年４月　当社取締役常務執行役員 2017年６月　当社取締役専務執行役員（現任）
森永　剛司（もりなが　こうじ）	2008年６月　新光製糖株式会社取締役 2011年10月　同社代表取締役社長 当社常務取締役 2015年４月　当社取締役常務執行役員（現任）
髙野　義二（たかの　よしじ）	2017年６月　当社取締役常務執行役員（現任）

（注）当社は、2013年４月１日、子会社の日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と合併した上、商号を「日新製糖ホールディングス株式会社」から「日新製糖株式会社」に変更いたしました。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場

ロイヤルパークホテル
２階「有明」
東京都中央区日本橋
蛎殻町二丁目１番１号
03-3667-1111（代表）

交　通

東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」
４番出口 とホテル地下２階が
直結しております。

東京メトロ日比谷線「人形町駅」
Ａ２出口 から徒歩約８分

都営浅草線「人形町駅」
Ａ３出口 から徒歩約９分



ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。